

《IC ローンカード特約》

1. 特約の適用範囲等
 - (1) この特約は、ICローンカード（従来のローンカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
 - (2) この特約は、カードローン規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはカードローン規定が適用されるものとします。
 - (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはカードローン規定の定義に従います。
2. ICチップ提供機能の利用範囲
ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動機預入支払機・振込機その他の端末（以下、「ICローンカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。
3. ICローンカードの利用
カードローン規定第2条に定める払出提携先・預入提携先・振込提携先のうち、一部の払出提携先・預入提携先・振込提携先において、提携先の都合によりICローンカードの利用ができない現金自動支払機・振込機を設置している場合があります。この場合、当該現金自動支払預入機・振込機ではカードローン規定第2条の定めにかかわらず、ICローンカードは利用できません。
4. 一日あたりの払戻金額
当行は、当行および払出提携先の現金自動預入支払機・振込機を利用した預金払い戻しにおける一日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払い戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。
5. ICローンカード対応ATM等の故障時の取り扱い
ICローンカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。
6. ICチップ読取不能時の取り扱い等
 - (1) ICチップの故障等によって、ICローンカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にローンカードの再発行を申し出てください。
 - (2) ICチップ等の故障等によって、ICローンカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。
7. ICローンカードの有効期限・再交付
 - (1) ICローンカードは、カード機能の性質上、当行所定の有効期限があり、有効期限が経過したICローンカードを利用することはできません。
 - (2) 上記（1）の有効期限が到来する前に、当行は有効期限を延長した新しいICローンカードを再交付します。
 - (3) ローンカードローン規定に定める有効期限が到来した場合は新たなカード交付は行いません。

※平成22年3月23日以降に発行したICローンカードについては、7.（ICローンカードの有効期限・再交付）は適用されません。

以上